

## 第 章 手形

### 【講義のポイント】

- 1 手形の仕組み
- 2 融通手形の抗弁
- 3 手形訴訟の特色
- 4 手形の支払拒絶と仮差押え

### 【事例 1】

- 1 甲は、乙銀行に当座預金を組んで乙銀行から手形帳の交付を受けていた。甲は、取引先の丙に対する商品の買掛債務の支払のため、額面 250 万円の約束手形を振り出して丙に交付した。この手形には A が保証の趣旨で裏書きした。甲から手形を受け取った丙は、丁銀行に手形を持参して割引を受け、丁銀行から 225 万円を受領した。丁銀行は、支払の呈示のため、満期に手形交換所に手形を持参した。手形交換所には乙銀行の担当者が出向いており、乙銀行は額面金額を支払って\*1 同手形を手形交換所から持ち帰った。
- 2 乙銀行は、甲の当座預金を調べたところ、当座預金には 50 万円しか残高がなかった。そこで乙銀行はすぐさま振出人の甲に電話で連絡をとり、明日の 9 時までに 200 万円を当座預金に入れなければ手形が不渡りになると告げた。甲は急遽、金策に走り回ったがうまくいかないで、乙銀行自身に 200 万円の融資を懇請した。乙銀行の担当者は、甲がそれほど困っているのなら金を貸さないではないが上司に相談してみると言った。しかし、上司に相談したところ甲が好ましい人物でないところから結局貸さなかった。そして、乙銀行は、「この手形は資金不足により支払致しかねます。」との付箋を手形に貼り、翌日、手形交換所に手形を持参した。手形交換所には丁銀行の担当者が出向いており、丁銀行は額面金額を支払って手形交換所から不渡り付箋の付いた手形を持ち帰った。
- 3 丁銀行は、丙に対して手形の買い戻しを請求した。丙は丁銀行に買い戻し代金を支払って手形を買い戻し、丁銀行から不渡り手形の現物を受け取った。丙は、弁護士に手形の取立を依頼した。弁護士は丙の訴訟代理人として、甲と A を被告として手形訴訟を提起した。弁護士は、手形に「振出日」が記入されていなかったもので、訴訟提起に当たり、

---

\*1 交互計算（商法 529 条）の方法による。

甲が振り出したであろうと思われる日付を記入した。

- 4 一方、甲は、手形が不渡りになったのは乙銀行が融資の約束を履行しなかったからであり、これは諾成的金銭消費貸借契約の不履行であって、この不履行のために手形の不渡りによる信用毀損等のため総額1億円の損害を被ったと主張し、乙銀行に対し1億円の内金1000万円の損害賠償を求める訴えを提起した。

## 第1 手形の知識

- 1 手形を振り出すには、銀行等の金融機関に当座預金を組んで手形帳を入手しておく必要がある。その際、振り出す手形に押捺する印を金融機関に届け出ておくことも必要である。本件で、甲は乙銀行に当座預金を組んで乙銀行から手形帳を受領していた。印も届け出ていた。甲は、商品の仕入れ先の丙に対し、250万円の買掛債務を負担しており、その支払のために額面250万円の約束手形を乙に振り出した。しかし、多分、甲はたびたび丙に対する支払を遅延していたので、丙から信用できないと見られていたのであろう、単純な甲振出の手形だけでは信用できないとして、丙から、手形に裏書する形で保証人を立てるように要求された。そこで、甲は、知人のAに頼んで保証の趣旨でこの手形に裏書してもらった。その上で、甲は、Aの裏書付きの手形を丙に交付した次第であった。
- 2 上記の例で、甲の丙に対する手形振出の原因関係は、売買契約に基づく売買代金支払債務、すなわち買掛債務である。これを原因関係として甲は約束手形を振り出したのであるが、手形を振り出したことにより手形の原因関係である買掛債務は消滅するのだろうか。消滅するかしないかは当事者の意思による。当事者が消滅させる意思ならば消滅し、消滅させない意思ならば消滅しない。通常、当事者は、原因関係を消滅させる意思を持ってはいないものと考えられる。すなわち、甲は、丙に対し、「支払のために」又は「支払の方法として」手形を振り出したものであって、原則として、手形を振り出しても買掛債務は消滅しないと考えられる。これに対し、「支払に代えて」振り出すという特別の合意があるときには、原因関係たる買掛債務は消滅する。
- 3 本件では、甲振出の手形にAが裏書しているから手形の受取人はAである。そして、受取人Aが第一裏書人として手形裏書欄に記名捺印することにより裏書は連続する\*1。したがって、形の上では、甲のAに対する振出により発生した手形金請求権が、Aか

---

\*1 裏書の連続のある手形の所持人は適法な所持人と見なされる（手形法16条、77条）。

ら丙へと移転したことになる。裏書は手形金請求権の債権譲渡だと理解すればよい。さて、手形の所持人となった丙は、丁銀行にこの手形を持ち込んだ。一般に、銀行等の金融機関に手形を持ち込む方法には2種類あり、一つは取立委任、一つは割引である。すぐに現金化する必要がなければ取立委任でよいが、すぐに現金化する必要があれば、銀行に割引を依頼することになる。割引は手形の売買であり\*1、手形割引契約に基づき、割引依頼人の丙が丁銀行に手形を売り渡すことになる。丙は225万円で本件手形を丁銀行に売り渡し、225万円を受領した。なお、銀行等の金融機関に手形を割引に出すときには、手形割引約定書に記名捺印を求められるが、その約定書には、もし金融機関が割引引いた手形が不渡りになれば、割引依頼人は手形を買い戻す義務があることが定められている。

4 丙から手形を割り引くことにより手形の所持人となった丁銀行は、満期に支払呈示のため、本件手形を手形交換所に持参した。手形交換所には、同交換所に加盟しているところの多くの金融機関が外向いており、乙銀行も同交換所に出向いていた。そして、乙銀行は、丁銀行が持参した手形を（手形金を支払って）交換所から持ち帰った。乙銀行は、持ち帰った手形の額面250万円を支払う資金が乙銀行における甲の当座預金に十分あるかどうかを点検した。もし、300万円の当座預金残高があれば、そのうち250万円をこの手形の決済に充て、当座預金残高を50万円に減額すればこの手形は無事に決済される。ところが、甲の当座預金には残高が50万円しかなかった。そこで、乙銀行は急遽電話で甲に連絡を取り、大至急、当座預金に200万円を入金してもらわなければ不渡りになると警告した。しかし、乙銀行との間で緊急融資の交渉のいざごはあったものの、結局、甲は当座預金に手形決済資金を入金しなかった。そのため、乙銀行は、手形に「この手形は資金不足により支払いたしかねます。」と記載した不渡り付箋を貼り、翌日、手形交換所に持参した。手形交換所には丁銀行も外向いており、丁銀行はその手形を持ち帰った。そして、丁銀行は、手形割引約定書の買い戻し条項に基づき丙に手形の買い戻しを請求した。丙は買い戻し代金を丁銀行に支払い、不渡り付箋の付いた本件手形を再び手にした。そこで、丙は、弁護士に、甲とAを被告とする約束手形金請求事件を依頼した経過であった。

5 丙から手形金請求事件を受任した弁護士は、その時になってはたと困った。手形に

---

\*1 もっとも、金融業者のする手形の割引は手形の売買ではなく、金銭消費貸借契約であるとして利息制限法を適用するのが判例通説である。

は、振出日の記載がなく、これを補充しないと手形要件<sup>\*1</sup>が充足されておらず、そのままでは不完全手形であり、手形金請求権は成立したことにならず手形訴訟が成り立たないからである。そこで、弁護士は、甲が振り出したであろうと思われる日付を訴訟提起に当たり記入した経過であった。さて、甲は、振出日を白地にしたままで本件手形を振り出したのであるが、その趣旨は、その後の手形所持人において適宜に白地である振出日を補充する権限を与えたものと考えられる。そこで、弁護士は丙の代理人として白地を補充したのであるから、白地を補充したこと自体は甲の授権の範囲内であって、何ら責められるべき問題ではない。白地を補充することにより手形要件が充足されたことになり、丙は、乙に対し、手形金を請求することができるようになる。しかし、利息金についてはどうか。手形法によれば、手形所持人は手形金の元本のほかに満期からの利息を請求することができるが、それは、満期に適法な呈示がなされたことが法律上の要件である。しかし、満期には、白地が補充されないままであったから適法な呈示がなされたことにはならない。そうすると、丙は、甲に対し、手形金元本と訴状送達の日翌日から支払済みまで商法所定年6分の割合による遅延損害金を請求できるだけである。

- 6 より重大な問題は、Aに対する手形金請求権（償還請求権）の成否に係る事柄である。Aは手形に裏書することにより、裏書人としての責任を負担した。しかし、裏書人の責任は、満期に適法な呈示がなされた場合にのみ生じる義務である。本件では、適法な呈示がなされていないから、裏書人であるAは、丙に対し、手形法上の責任を負わないのである<sup>\*2</sup>。それでは、民事上の責任はどうか。Aは、丙に対し、手形法上の責任を負担しないとしても、民事上、すなわち、民法上の保証契約を締結したといえるのではないだろうか。かつて、最高裁は、これを否定的に解していたが、後に肯定的な見解に変じた。しかし、さらにその後民法が改正され、民法446条2項において、「保証契約は、書面でしなければ、その効力を生じない」と規定されたことにより、手形に裏書きした者の民事保証責任は否定されることになったと解される。

## 第2 諾成的金銭消費貸借契約

---

\*1 約束手形の手形要件については、手形法75条76条参照。

\*2 「手形法75条、76条は、約束手形において振出日の記載を必要とし、手形要件の記載を欠くものを約束手形としての効力を有しないものと定め・・・満期日に振出日白地のまま支払場所に呈示しても、裏書人に対する手形上の権利を行使できない」（最判昭41・10・13ほか）。

- 1 本件では、諾成的金銭消費貸借契約の問題がある。甲は、乙銀行との間で諾成的準消費貸借契約が成立したと主張して、同契約に基づく債務の不履行による損害賠償を求める訴訟を提起した。諾成的金銭消費貸借契約が成立したとはにわかに断じがたいが、もし、そのような契約が成立したとすれば、当事者にはいかなる権利義務が発生することになるのだろうか。
- 2 もし、諾成的金銭消費貸借契約が成立すれば、借主は、貸主に対し、金銭交付の請求権すなわちあなたが貸すと約束した金銭を渡せとの請求権を取得することになるだろう。それは、まさしく金銭債務にほかならないから、貸主がその債務を履行しなかったとすれば、借主が貸主に請求できる金銭債務の不履行に基づく損害賠償は、法定利息に限られるのはなかろうか（民法419条1項）。したがって、甲は、手形不渡り・倒産による損害賠償を請求することなどは元々できないのである。甲が請求できるとすれば、それは、貸すことを約束したという200万円とその遅延損害金のみである。

## 【事例2】

甲（株式会社）は、経営資金に窮したが銀行融資を受けることができないので、同業者の乙（株式会社）に融資を依頼した。乙には融資をする余裕がなかったので甲の申し入れを断った。そうすると、甲は、乙に対し、「現金の融資が無理なら、額面1000万円の約束手形を振り出してほしい。満期までには必ず決済資金を持参するから乙に迷惑をかけるまい。」と懇請した。乙は甲の申し入れを受けて額面1000万円の約束手形を振り出して甲に交付した。甲は、この手形を手形割引業者である丙に持ち込み、丙から600万円の現金を得て経営資金に使用した。しかし、満期日までに1000万円を乙に持参しようとしたができないので、再び乙を訪ね、「申し訳ない。このままでは乙を不渡りにさせて迷惑をかけるので、新たに2000万円の約束手形を振り出してほしい。その手形で金を作り、1000万円を持参する。」と依頼した。乙はやむなく新たに2000万円の約束手形を振り出して甲に交付した。甲はこの手形を手形割引業者である丁に持参して1500万円を入手し、第1の手形の決済資金として1000万円を乙に持参した。乙は当座預金に1000万円を入金したので第1の手形は無事に決済され、乙は不渡りを免れた。しかし、第2の手形決済資金2000万円を甲が用意しないので、乙は第2の手形について不渡りを出して倒産し、破産宣告を受けた。甲も倒産して破産宣告を受けた。

## 第1 融通手形

1 融通手形は手形を利用した金融手段である。融通者は被融通者に対し、現金その他の経済的利益を交付する代わりに、手形を振り出す。すなわち、融通者は被融通者に対し、手形という紙片を渡す。被融通者は手形紙片を金融業者等に持ち込み現金化する。すなわち、被融通者は金融業者に手形を裏書きする。手形所持人となった金融業者等は銀行等の金融機関を通じて満期に手形を支払呈示する。振出人である融通者がその手形を決済するが、その決済資金は被融通者が用意する。すなわち、満期までに決済資金を被融通者から融通者へ送金する。しかし、送金されなければ、融通者は自らの資金で決済しなければ手形を不渡りにしてしまうことになる。本件では、第1の手形の決済のために、第2の融通手形が振り出され、最後には決済資金が用意できず倒産した。融通手形による倒産の典型的な例である。

2 第2の約束手形を割り引いた手形割引業者である丁が、手形振出人である乙の破産管財人に対し、第2の手形金2000万円を破産債権として届け出たのに対し、破産管財人はどういふ対応ができるか。融通手形の抗弁は抗弁たり得るか。

これは、「融通手形の抗弁は第三者に対抗できるか。」という形で教科書などにおいて問題とされるところである。しかし、考えてみると、そもそも融通手形とは、被融通者がこの手形を第三者に裏書きした場合に第三者からの手形金請求は甘んじて受けることを覚悟して振り出した手形である。すなわち、被融通者以外の第三者からの手形金請求に対してこれを支払う義務があることを自認して降り出したのが融通手形である。このように考えると、第三者からする請求に対する融通手形の抗弁は自己矛盾であって、それが成立しないことは当然である。

## 第2 その他の問題

1 丁が割引依頼人である甲（被融通者、裏書人）の破産管財人に対し、第2の手形金2000万円の償還請求権を破産債権として届け出たのに対し、破産管財人はどういふ抗弁ができるか。

手形関係においては、丁は甲に対し、2000万円の償還請求権を有するのであるが、その原因関係は、丁から甲への1500万円の貸金債権である\*1。したがって、甲の破産管財人としては、丁の破産債権届出に対し、1500万円の限度で認め、500万円について異議を述べることになる。

---

\*1 金融業者の手形割引については、手形の売買ではなく、金銭消費貸借契約であると解するのが判例通説である。

- 2 融通手形の振出人である乙株式会社の一般債権者は、破産手続とは別に、乙の取締役  
役に責任を追及できるか（、条）。

これは可能と考えられる。すなわち、会社法429条は、「役員等<sup>\*1</sup>がその職務を行  
うについて悪意又は重大な過失があったときは、当該役員等は、これによって第三  
者に生じた損害を賠償する責任を負う。」と定めているところ<sup>\*2</sup>、乙株式会社の代表  
取締役は、乙株式会社のために行動すべきであるのに、甲株式会社のために融通手形  
を振り出した結果倒産したのである。これは、取締役が会社に対して負担する忠実義  
務の違反であり、「職務を行うについて悪意又は重大な過失があった」と考えられる  
からである。平取締役も同様であり、代表取締役の看視義務を怠ったことについて会  
社法429条の責任を負担する。

- 3 それでは、融通手形を受け取った方の甲株式会社の一般債権者は、破産手続とは  
別に、甲の取締役に對し責任追及ができるか。

これはできないと考えられる。なぜなら、甲株式会社の代表取締役は、甲株式会  
社のために金策に走っただけであって、何ら甲株式会社の取締役としての任務を怠っ  
てはいないからである。融通手形すなわち悪だと単純に考えるのは間違いである。

- 4 融通手形の振出人乙の破産管財人は、受取人甲の破産管財人に対し、2000万円  
を請求できるか（破産債権として届け出た場合にそれは認められるべきか）。

これはできないと考えられる。乙は甲に対し、融通手形を振り出したが結局手形を  
不渡りにして何ら出捐をしておらず、甲乙間には金銭消費貸借契約は成立していな  
いと考えられるからである。

### 【事例3】

甲は、乙振出の約束手形の所持人である。乙が手形を不渡りにしたので、甲は、乙を被  
告として手形訴訟を提起した。裁判の第1回口頭弁論期日に乙は出頭し、「乙は甲に対し、  
預け金を有しているのでその返還請求権と相殺する。」と主張した。裁判官が、乙に対し、  
証拠書類はあるかと尋ねると乙は書証はないが、証人で立証するという。そして、「通常  
訴訟への移行を求める。」と述べた。裁判官が通常訴訟に移行してよいかと甲に尋ねると、  
甲は、「それは困る。手形訴訟で終結し、判決をしてほしい。」と答えた。

---

\*1 役員等とは、取締役、会計参与、監査役、執行役又は会計監査人である（会社法423条）。

\*2 旧商法266条ノ3

## 第1 手形訴訟

- 1 民訴法350条以降には、手形訴訟に関する特則が定められている。手形所持人が手形金請求の訴訟を提起するときには、通常の訴訟を選択してもよいが、手形訴訟による審理及び裁判を求めることもできる（民訴法350条）。
- 2 原告が、手形訴訟による審理及び裁判を求めて手形訴訟を提起した場合には、その審理の特色として、証拠は書証に限られ、証人や当事者本人調べ、鑑定その他の証拠は提出できない（民訴法352条1項）。文書提出命令や送付嘱託もできない（同条2項）。このように証拠が書証に限られるとなると、原告の方は、手形という第1級の書証を有しているのに対し、被告の方は手形の支払を拒むことができることを証明できる書証など有していないのが普通である。かくして、手形訴訟においてはほとんど原告有利に裁判が進み、第1回期日に弁論を終結し、次回期日には判決（手形判決）が言い渡されることになる。
- 3 手形訴訟による審理及び裁判は、原告が訴状にその旨を記載して求めることにより始まるが、その後原告の考えが変わり通常訴訟で審理してほしいと考えるに至ったときは、原告は、被告の承諾を要しないで通常訴訟への移行を裁判所に求めることができる。但し、口頭弁論を終結した後はその申出はできない（民訴法353条）。

原告がなぜこのように考えを変えることがあるかという点、手形訴訟提起後に被告から抗弁その他の主張が提出された場合に、原告として、①手形判決、②被告の異議、③手形異議訴訟、④控訴となることが予想されて煩わしく、初めから、①通常訴訟の判決、②控訴となる方が早期解決のために望ましいと考えることがあるからである。
- 4 手形訴訟における原告勝訴の判決は、「手形判決」である。手形判決に対し、被告は2週間以内に異議の申し立てができる。被告は、異議の申し立てができるのみであり、控訴はできない（民訴法356条）。手形判決に対し、被告が異議を申し立てると、手形訴訟に関与した裁判官が、今度は証拠制限にとらわれることなく、通常の審理をする。すなわち、証人調べも行われる。そうして、判決をするに熟すると弁論が終結され、判決が言い渡される。原告勝訴の判決は、「被告は、原告に対し、〇〇円を支払え。」とはならない。なぜなら既に手形判決が有効に言い渡されているからである。原告勝訴の判決は、「当裁判所がした手形判決を認可する。」との主文になる。原告敗訴の場合には、「手形判決を取り消す。原告の請求を棄却する。」との主文になる。



## 第2 手形訴状の例

### (請求の趣旨)

1 被告は、原告に対し、金100万円及びこれに対する平成16年9月30日から支払済みまで年6分の割合による金員を支払え。

2 訴訟費用は被告の負担とする。

との判決並びに仮執行の宣言を求める。

手形訴訟による審理、裁判を求める。

### (請求原因)

1 原告は、別紙手形目録記載の約束手形（以下「本件手形」という。）を所持している。

2 被告は、本件手形を振り出した。

3 本件手形には、受取人乙野次郎から原告への裏書連続の記載がある。

4 原告は、甲銀行に本件手形を取立委任し、甲銀行は、満期に支払のため支払場所に本件手形を呈示したが支払を拒絶された。

5 よって、原告は、被告に対し、約束手形金100万円及びこれに対する満期日から支払済みまで手形法所定年6分の割合による利息の支払を求める。

### (手形目録)

- |         |            |
|---------|------------|
| 1 額 面   | 100万円      |
| 2 振 出 日 | 平成16年7月1日  |
| 3 振 出 地 | 大阪府吹田市     |
| 4 振 出 人 | 被告         |
| 5 満 期   | 平成16年9月30日 |
| 6 支 払 地 | 大阪市        |
| 7 支払場所  | 大阪銀行梅田支店   |
| 8 受 取 人 | 乙野次郎       |

### 【事例4】

甲は、A銀行に当座預金をしてA銀行から手形帳を受領していた。甲は、取引先乙に対する買掛債務の支払のため、額面300万円の約束手形を振り出して乙に交付した。乙は取引先のB銀行に取立を委任し、B銀行は満期に手形交換所に手形を持参し、A銀行は同手形を手形交換所から持ち帰った。ところが、甲からA銀行に次の申し入れがあった。すなわち、「この手形は確かに甲が買掛債務の支払のために乙に振り出したものであるが、

乙から買い受けた商品に重大な欠陥があって、甲は乙との売買契約を既に解除したから買掛債務支払のために振り出したこの手形を決済するわけにはいかない。」というのであった。A銀行は、「それなら手形金額と同金額の300万円を別段預金で預けてほしい。その金額を手形交換所に提供する。」と告げた。甲は、A銀行の指示に従い300万円をA銀行に預けた。A銀行は、手形交換所から手形を受領した翌日の朝、「この手形は契約不履行によりお支払い致しかねます。」と記載した付箋を手形に貼って300万円と共に手形交換所に持参した。B銀行は、手形交換所から手形を持ち帰り、乙に対し、取り立てできなかつた旨を告げて手形を渡した。乙は、手形の取立を弁護士に依頼した。

## 第1 手形の支払拒絶

- 1 約束手形の振出人が手形の支払を拒絶するといってもいろいろな場合がある。その中で、既に支払場所たる金融機関と取引がない場合（「取引なし」）や、取引はあるが当座預金が不足している場合は要するに金がない場合（「資金不足」）である。この場合は、「拒絶する」という言葉は適しないが、支払の請求に対し支払わないのであるから拒絶すると言っても差しつかえないであろう。しかし、手形金を支払う金はあるが、支払う理由がないから支払わないという場合もある。手形は偽造であるとか、原因関係において支払う義務がないとかの場合である。後者が「契約不履行」である。
- 2 契約不履行の理由により支払を拒絶する場合には、単純には支払を拒絶できない。手形金額に見合う金額を支払場所たる金融機関に預け、金融機関は手形交換所に不渡り異議申立提供金を提供する。その上で、「この手形は契約不履行により支払致しかねます。」との付箋を貼り、手形交換所に逆交換する。

## 第2 預託金の仮差押え

- 1 この場合、振出人の甲はA銀行に対し、手形金額を預託しているからA銀行に対し預託金返還請求権を有する。そうすると、手形所持人たる乙は、甲に対する手形金請求権を保全するために、甲がA銀行に対して有する預託金返還請求権を仮差押えした上で、手形訴訟を提起し、手形判決を取得して、手形判決の仮執行宣言に基づき、本差押えにより手形金を回収することがよく行われる。
- 2 しかし、甲がA銀行から金銭を借用しているときは、A銀行は甲銀行に対する貸金返還請求権を有するから預託金返還請求権と相殺できる。相殺と仮差押えとのいずれが優先するかについては民法511条に規定がある。差押え後に取得した債権では相殺できないが、そうでなければ相殺できる。